別紙様式第二（第１条関係）

事　　項　　書

１　有線電気通信の方式

注　「音声周波電話（自動交換)」、「電信」、「テレビジョン（音声複合)」等のように記入すること。

２　通信事項

注　「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

３　設備の設置の場所

⑴　機械（中継増幅器及び光電変換器を除く。）

注　機械の種別ごとに「(何）県（何）市（何）町（何）丁目（何）番（何）号（何）内」等のように記入すること。

⑵　線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

注　地図又はこれに類するものに記入すること。

⑶　設備と付近の他の施設との関係

ア　電線等との離隔距離

設備／付近の他の施設		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備　考
電線			m	m			
強電流電線	低圧	(　　)m	(　　)	(　　)	m	m	
	高圧	(　　)	(　　)	(　　)			
	特別高圧	(　　)	(　　)	(　　)			
建造物							

注１　強電流電線の「備考」欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

２　電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の（　　）内に記入すること。また、「備考」欄には、注１の要領で記入すること。

イ　道路等との関係

設備／関係／付近の他の施設	架空電線	備　考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道路	m	
鉄道又は軌道		
横断歩道橋		
その他		

注　「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4　設備の概要

⑴　機　械

ア　交換機

種　　類	回　線　容　量	台　　数	備　　考
	（　　）		

注１　「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること。

２　（　　）内は実装を記入すること。

イ　増幅器（中継増幅器を含む。）又は光電変換器

種　　類	定格出力レベル	台　　数	備　　考
	Ｗ又はｄＢｍ		

注１　増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

２　光電変換器の場合の「種類」欄には、「ＬＤ（1.5μｍ）」、「ＬＥＤ（0.85μｍ）」等と記入すること。

３　有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタツプオフ等を明記すること。（ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。）

ウ　保安装置

種　　類	台　　数	備　　考

注　「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

⑵　線　路

ア　線　条

架空、地下、水底の別	線　　種	対　　数	こ う 長	延　　長	備　　考
			㎞	㎞	
計					

注１　「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル（光フアイバ）」等を記入すること。

２　「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとすること。

イ　電　柱

種　類	数　量	共架電柱の相手方別数量			備　考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
	本	本	本	本	
計					

注１　「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。

２　「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

３　共架電柱を除く木柱については、長さ６メートル以下であるもの及び長さが６メートルを超えるものであつて元口から６メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが 10 センチメ

ートル以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

⑶　線路の電圧

注　実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

⑷　通信回線の電力

通信回線の種別	周 波 数 の 別	電　　力	備　　考

注１　「通信回線の種別」欄には、「音声周波数を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。

２　「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

３　電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和 46 年郵政省令第２号）第３条第１号又は第２号に掲げる通信回線にあつては「ワツト」とし、その他の通信回線にあつては「デシベル」とすること。

４　通信回線が有線電気通信設備令施行規則第２条第１項第４号及び第５号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5　工事開始及び設置の予定期日

注　工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6　その他

備考　１　次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設　　備	省略することができる事項	備　　考
法第３条第４項第２号に掲げる有線電気通信設備を用いて放送法第２条第１号に規定する放送の業務以外の業務を行うもの	放送法第 126 条第２項の申請書に記載された事項に係るもの	
構内等設備 法第３条第４項第４号に掲げる者が設置するもの 電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第 50 条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限る。）	３⑵ ３⑶ ４⑴アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」 ４⑴イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」 ４⑴ウのうち「台数」及び「備考」 ４⑵アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」 ４⑵イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」 ４⑶ ４⑷	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備（共同して設置する設備の部分が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。）又は他人使用の設備（相互接続の設備を除く。）に限る。

２　事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

３　用紙は、日本工業規格Ａ列４番とすること。